

第6 ドラム缶（1本に限る）の取扱い ◆

指定数量1,000ℓの危険物をドラム缶（1本に限る）で貯蔵している場合にあつては、貯蔵又は取扱いの状況により判断することとするが、指定数量の5分の1未満の貯蔵とみなして差し支えないものとする。